

令和5年12月第5回定例会  
代表質問・一般質問 順位

代表質問

順位	会派名	氏名
1	無所属の会	川田 裕
2	日本共産党	中井 政友
3	香芝市議会公明党	河杉 博之
4	香芝市議会自由民主党	木下 充啓

一般質問

順位	氏名
1	上田井 良二
2	青木 恒子
3	中谷 一輝
4	小西 高吉
5	中村 良路
6	清川 希代子
7	中山 武彦
8	眞鍋 亜樹

# 代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和 5 年 12 月 4 日

質問者

会派 無所属の会  
議員 川田 裕

香芝市議会議長

川田 裕 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
<p>大項目</p> <p>中項目</p> <p>※箇条書で記入ください。 ※太枠内の事項を一般質問通告一覧表に記載します。</p>	<p>(1) 学童保育の弁当導入について</p> <p>①小学校の夏季、冬季、学年末の休業日における弁当の配布状況</p> <p>②弁当配布によるサービス格差の根拠</p> <p>③香芝市立学童保育所条例の学童保育所の運営に係る業務</p> <p>④公の施設管理の平等原則</p> <p>⑤全学童保育への弁当導入の見通し</p> <p>(2) 市民プール事業遅延の支出差額について (失われた10年検証)</p> <p>①市民プール建設に係る入札の不調 (入札中止) 原因</p> <p>②事業遅延による入札差額の見通し</p> <p>③市民プール遅延の根拠とその責任</p> <p>④多大な差額見通しによる住民サービスへの影響と市民の損失</p> <p>⑤理由なき緊縮財政の弊害</p> <p>⑥計画行政を反故にした罪業</p> <p>(3) 地方税法違反について (失われた10年検証)</p> <p>①平成24年度から令和2年度における地方税法違反の件数等</p> <p>②全国初の大事件と思慮する地方税法違反の原因</p> <p>③租税論理から見た許されない行為と長の職務怠慢</p> <p>④市長による決裁と民主的統制の意味</p> <p>⑤市民への事実公表の重要性</p> <p>⑥本事件に対する損害に対する措置</p> <p>(4) 地方税法違反に関する監査請求について</p> <p>①地方税法違反の原因</p> <p>②記者会見による香芝市の誤報に対する認識</p> <p>③滞納処分に係る羈束裁量と自由裁量</p> <p>④監査請求結果に関する報告</p> <p>⑤監査報告に対する責任</p> <p>(5) 図書館の照明はなぜ暗い?</p> <p>①図書館の照明基準と現在の差異は</p>	<p>市長 副市長 各担当部長等</p>

	②市民からの苦情は ③失われた 10 年の弊害か ④過去の予算要求の状況 ⑤照明計画の推進に対する見解	
--	--	--

【質問要旨】

(1) 学童保育の弁当導入について

放課後児童健全育成事業（以下「学童保育」という。）とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定により、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。香芝市においては、香芝市立学童保育所条例（平成 2 年条例第 7 号。以下「条例」という。）を制定し、香芝市内に 11 か所の施設を設ける。その事業の管理に関しては、地方自治法第 244 条の 2 第 4 項の規定により条例を定め、指定管理者を指定し、その管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に定められる。

上記の規定等の内容から、香芝市が行う学童保育事業について質問するものである。

香芝市立小学校の学校教育法施行令第 29 条に規定される夏季、冬季、学年末の休業日における児童への食事提供事業（以下「事業」という。）の現状の取組みについて質すものとする。現在の弊職の調査では、下田、二上、三和の三か所の小学校に限り、事業が行われている。その内容について間違いが無いかの確認を行う。

また上記した学童保育の管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は、地方自治法第 244 条の 2 第 4 項により、条例に定めるものとされる。条例第 4 条第 2 項には、指定管理者が行う業務が規定されるが、事業は、第 1 号の「学童保育の運営に係る業務」又は第 5 号の「市長が必要と認める業務」の何れかに該当するものかを示されたい。尚、その何れかの号の規定に該当するものであるとすれば、条例では、学童保育の管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項が規定されているのであり、一部の特定の施設に係る行政サービスを規定するものではなく、全施設均一に提供を要するものと思慮する。その事由から、事業におけるサービスの格差を平等原則から鑑みると、合理性なき区別は利用者への説明は困難であると思慮する。平等原則とは、裁量統制基準として妥当し、行政裁量も一定の範囲でコントロールする機能を有するものであるが、同一事業においての画一性は担保されるべきである。これらの概念について、香芝市の見解を求めるものである。

そこで、平等原則から鑑み、そのサービスの格差の是正は勿論であるが、現実論として女性の社会進出等の要因も含め、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る目的から鑑みても、児童における食育は「食に関する指導の手引第二次改訂版（平成 31 年 3 月）」における指導が、小学校の休業中においてもその趣旨は継続されるものであり、特に学童保育に通う児童たちの事情から鑑みれば、学童保育が小学校に替わり家庭と連携を取りながら、指導を行う責務を有するものと思慮する。

以上の趣旨から、香芝市における事業に対する見解と、そのサービスの格差是正の時期について示されたい。

## （２）市民プール事業遅延の支出差額について（失われた 10 年検証）

香芝市では、令和 5 年度予算において、スポーツ公園市民プール建設事業費（以下「市民プール事業」という。）の計上が行われている。この市民プール事業は香芝・王寺環境施設組合におけるごみ焼却場建設に係る周辺地域の要望による事業であるが、計画では令和 2 年度に完成される予定であった。

その事業遅延については、過去にも質したところであるが、本年度における市民プール事業の建設に係る入札が行われたところ、その結果は不調となった。この不調により、施設の供用される時期の遅延は勿論、それに係る費用の支出超過は避けられない状況である。まずは、その不調原因について明らかにされたい。

そして、本議会においても補正予算（第 6 号）が付議されたが、不調の影響による差額について、その見通しを示されたい。

また全ての議員も同疑義を持つものと鑑みるが、市民プール事業の遅延原因は、前市長が PFI の契約手法に拘った事と検証されているが、当初から市民プール事業の規模から鑑みても適正でなく、契約希望者の出現は厳しいと予見されていたと聞き及ぶ。然しながら前市長は、PFI の方針を変更することもなく、結論として市民プール事業の完成年度である令和 2 年度に至るまでに、PFI の募集にも至っていない。そもそも市民プール事業の規模から鑑みると参加者が存在するとの予見には無理があり、単なる個人的な要求又は自身の指示に固執する姿勢による根拠なき遅延による損害と言わざるを得ず、住民との信頼保護の原則を大前提に行うべき事業に対し、一方的な行政都合で取組まれた事業は市民の信頼等に背反する遅延である。その市民プール遅延の根拠とその責任を示されたい。

また、その背反する行為により結果的には約 5 億 3 千万円と予見される支出超過は、住民サービスの対価と比較した場合、著しい遅延根拠のない損害と指摘できるものであり、その責任は住民に背反し許されるものではない。例えば、比較対象として他の

住民サービスの予算と考えた場合、多大な予算カットと同等の意味を有し、市民に説明しても理解が得られない事は明らかであろう。如何に根拠なき思い付きの行政行為、又は計画行政の軽視による行為が恐ろしいものであるかを知るべきである。これ等は、正しく失われた 10 年と指摘される行政の職務怠慢であると同時に、これらの事実は全市民に周知すべき事件であると思慮する。これらの多大な支出超過の見通しによる住民サービスへの影響と市民の損失について、香芝市の見解を示されたい。

更に、行政行為をチェックする議会の行為にも疑義がある。これだけの大事業及び住民との約束を反故にした責任は重大である。今任期になり、速やかに問題点を指摘し予算執行に至ったが、紙一重で間に合わなかったことは、耐え難い事件と言わざるを得ない。現在の香芝市長も当時の香芝市議会議員であり、放置した理由を市民に説明する責務を有する。これらは、全て理由なき緊縮財政による行政環境が原因と指摘でき、「しかたない」又は「予見できなかった」など理由にもならず、これ程までの理由なき遅延による支出超過と予見する損害と見做される事件は、全住民に判断を戴く事件でもあると言える。これらの明らかな理由なき緊縮財政の弊害について、香芝市の見解を示されたい。

最後に、住民との約束及び計画行政を反故にした行為は、信頼保護の原則に背反する行為である。子どもたちから高齢者まで全ての住民サービスに損害をかけた事と同等な行為と指摘でき、行政行為について罪業と言わざるを得ない。何もなかった事のように素通りすることは職務怠慢になり得る恐れもあり、新ごみ焼却場の建設に係る合意事項であるスポーツ公園事業・市民プール事業の住民との約束及び計画行政を反故にした香芝市の行為に関し、第一の優先順位である信頼保護の原則に背反する行為の罪業について、香芝市の見解を示されたい。

### (3) 地方税法違反について (失われた 10 年検証)

令和 5 年 11 月 14 日に香芝市から弊職の文書質問に対する回答がされた。その内容は、平成 24 年度から令和 2 年度における地方税法違反に該当する事案は、件数 74 件、延人数 32 名、金額 3,491,434 円 (以下「本事件」という。) との回答は、驚きを隠せない酷いものである。この回答に間違いが無いか確認を行う。

その原因は様々なことが推察できるが、租税及び徴税は行政事務において生命財産の保護等に並ぶ最高の優先順位に係る事務である。まずは、香芝市が全国でも初と思われる大事件に関し、地方税法違反に係る検証された原因を示されたい。

また本事件は、法令等からも長の責任である。地方公共団体の長は多くの権限を市民から授権するが、その執行は法令又は条例及び行政規則により規定され、概ねが羈束裁量に依るものと思慮する。然るに、今回の地方税法違反に係る調査も簡易なもの

で発覚したものであり、特殊な能力の有無に関係なく容易に見出せる事項であった。その程度のものすら行われていない実態は、市民から授権する多くの権限に対する職務怠慢と言わざるを得ない。香芝市は、平成 24 年度から令和 2 年度における地方税法違反が発覚した大事件の検証において、租税理論から見た許されない行為と長の職務怠慢を認めるものであるのか、香芝市の見解を示されたい。

更に、職務怠慢と認めるものと仮定した場合、その主因は決裁による統制が皆無であったと指摘できる。即ち、行政の決裁制度における民主的統制が設けられる趣旨から鑑みると、その機能が放棄されることは市民に対する背信行為と指摘できる。香芝市において、決裁制度における民主的統制についての見解を示されたい。

尚、長の職務怠慢及び決裁制度の民主的統制の無機能は住民にとって重大な事件であるといえる。また租税論から思慮した場合、真面目に汗水流して働いて納税を戴く住民皆さまから授権した徴税事務を、職務怠慢等により背信行為と指摘される行為は放置できない重大な事件と思慮する。その趣旨から鑑みても、この重大な事件は市民に周知すべきものである。香芝市の市民への周知について見解を示されたい。

最後に、この大事件の責任の追及を反故にすることは許されないと思慮する。これらの長の職務怠慢は、民主的統制の趣旨からも、この地方税法違反に対し、香芝市に損害をかけている事実について賠償等を求める措置を行わなければならない。

その損害について、香芝市が行う措置について示されたい。

#### (4) 地方税法違反に関する監査請求について

令和 5 年 9 月定例会において、令和 4 年度の一般会計歳入歳出決算の審査が行われたが、その審査において地方税法第 18 条の時効に係り調定額及び未済の計上額の認識誤りによる決算書及びその説明書の法定資料の誤記により令和 4 年度一般会計歳入歳出予算決算は不認定に至っている。また、その決算書等誤記入を発端に滞納処分等に係る地方税法違反が発覚し、それは香芝市も認めるものである。この地方税法違反に至った原因について示されたい。

また事件発覚後、香芝市は記者会見を行った。その地方税法違反に関する説明では、滞納者が反対債権を有したことから滞納処分は行えなかったと説明を行ったが、滞納者は自己が所有する不動産に有益物件の建設のための銀行からの借入であり、それを持って反対債権を有することを事由に、滞納処分を怠ったことは、著しい地方税法の解釈の不足であり、文書質問に対する回答においても香芝市は発言に間違いがあった事を認めている。然しながら、その記者会見の内容は報道機関により記事が発出されており、どのような調整の上に記者会見に挑んだのか、その行政能力に甚だ疑問が生じている。これらは、香芝市の法務能力の著しい程度の低さの恐れもあり、それ

らは如何なる検証とその結果を導かれたのか、その香芝市の見解を示されたい。

また滞納処分に係る弊職の検証では、地方税法に規定される羈束裁量に該当する事項に対し、自由裁量による措置が行われていると思慮する。地方税法で規定される事項は概ねが羈束裁量であり、地方公共団体の長の裁量に依り自由裁量とすることは一定の要件が適合されなければ許されない。また条例又は行政規則により、その解釈において法律の範囲を超えることは憲法違反にも及ぶことになる。これらは自由裁量による裁量権の逸脱又は濫用に該当することになるが、その趣旨を香芝市はどのように捉えているか、その見解を示されたい。

更に、香芝市議会は上記事件に対し、地方自治法第 98 条の規定による監査請求を行っている。その結果は、香監委第 69 号（令和 5 年 11 月 29 日）の第 5・監査結果では以下のように示される。「香芝市事務決裁規程（平成 5 年訓令甲第 2 号）第 3 条第 2 項第 20 号に例示されているように欠損処分は市長の決裁事項であることから、香芝市長は不法行為等により市に与えた損害を賠償する責務を負うことが妥当である」と判断されている。この監査請求による回答に対し、市長は如何なる対応と責任を取られるのか示されたい。

また、滞納処分の怠慢による地方税法違反は地方公共団体の長の責任であることは明らかである。然るに、違反の基因とする事件の発祥時点では現在の香芝市長は首長の任にはなかった。また、香監委第 69 号の第 5・監査結果では、「早期に滞納処分に着手すべき事案であった」と判断が示され、その責任の所在の基因となる起点においては、前市長も責任を有するものであると思慮する。その責任所在の明確化は勿論のことであるが、監査から報告を受けた事由について、香芝市長は如何なる措置をとるのか、示されたい。

#### （5）図書館の照明はなぜ暗い？

「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設と定義される。設置の目的は、社会教育法に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とされる。

その定義と目的を持つ香芝市立図書館を訪ねると、著しく薄暗い感じを受ける。不思議に思い図書館職員に尋ねたところ、図書館の照明の LED 化は未だになされず、旧式の照明であり、それも著しく老朽化している照明器具であることが分かった。図書館とは図書館法の目的及び定義に基づき運営されることは勿論であるが、目的に適合した環境の整備は公共インフラとしての責務を有すると思慮する。

図書館では照明の明るさの基準等が設けられ、図書閲覧作業面では 500～1500lx 程度がよいとされる。照明計画としては、室内の照度分布の均一化などに配慮が必要とし、単純に水平面照度の均一性を求めるのは配慮不足とされる。これからの図書館照明は明るく落ち着いた空間づくりが求められ、快適で開放的な方向性を目指すべきものである。そこで、香芝市立図書館の照明計画を具体的に示されたい。

然るに、上記した図書館の照明基準に照らし合わせると、香芝市立図書館では照度不足が明らかであり、来館される市民からは「明るい場所はどこですか」と尋ねられる事もあると聞き及ぶ。これらの照度不足は、図書閲覧において不適切であり、なぜ照明計画に基づいた是正が行われていないのか、その原因を明らかにされたい。具体的に、現在の香芝市立図書館の照度と基準となる照度とは、如何なる乖離があるのかも併せて示されたい。

更に、上記にも触れたが“公共施設における公共インフラ”（以下「インフラ」という。）の程度について質すものとする。香芝市では、過去 10 年において、インフラ整備は著しく不足していると評価される。一例を挙げれば、関屋小学校のトイレ改修においても、同じ費用を要して改修するとすれば、なぜここまで遅延を要するのか甚だ疑問となる。仮に 10 年前に改修を行っていたとしても、超過費用はなく、子どもたちは長期間にわたり新しいトイレを供用できた論理となる。勿論、財政計画に鑑みる必要はあるが、検証結果では、著しく遅延させる事情は一切見当たらない。然るに、香芝市では根拠のない緊縮財政により行政サービスの提供を著しく阻害した論理ともなる。インフラを思慮した場合、供用期間が設定され、その世代間負担割合にも公平性を求められるものであり、行政計画には欠かせないものと指摘せざるを得ない。

そこで、香芝市立図書館の照明計画等及びその供用期間から考慮した平成 24 年度からにおける公共インフラに対する概念の見解を示されたい。

また、インフラに対する検証として、過去平成 24 年度以降における予算要求の確認を行う。昨年では、図書館予算は人口一人当たり 1000 円という意味不明なルールが問題となったが、それは、職員の残業代すら請求ができない環境に陥り、新図書の更新すら滞る程の酷いものであった。その異常さは、全議員も認識を同一とするものと思慮するが、現在では事業遅延に係る予算も確保され、大幅に改善してきている。しかし過去の予算に対する考え方では、図書館の公共インフラに要する予算さえ、図書館費の予算内で賄うという理解の範疇を超える論理もあったと聞き及ぶ。これらの環境下において、インフラの予算要求及びその折衝は如何なるものであったのか、その検証は欠かせない。香芝市の検証について見解を示されたい。

以上の質問から、インフラに対する香芝市の対処の方針及び照明計画の推進について見解を示されたい。



# 代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和5年12月 4日

質 問 者  
会 派 日本共産党  
議 員 中井 政友

香芝市議会議長  
川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目  中項目  ※箇条書で記入ください。 ※太枠内の事項を代表質問通告一覧表に記載します。	1、市の附属機関への議員の参画について (1) 行政実例元にした答弁の違いについて (2) 検討事項について 2、市学校施設の再編等に関する基本方針について (1) 教育委員会のあり方について (2) 学校施設等を見直す長寿命化計画を見直すについて (3) 望ましい学校環境検討委員会について	市長 副市長 企画部長 教育長 教育部長 その他、 関係部局

- 1、市の附属機関への議員の参画について
- (1) 行政実例元にした9月議会での答弁の違いについて
- ①昭和28年1月21日付け行政実例は「違法では、ないが適切でない」とある、どう考えられているのか
- (2) 検討事項について
- ①市の意思決定にかかわる参加者の集中や、二元代表制の形骸化、複雑になる市の構造など今後も検討が必要でないのか
- 2、市学校施設の再編等に関する基本方針について
- (1) 教育委員会のあり方について
- ①保護者・地域の声を聞くべき
- ・令和5年第2回教育委員会会議は、秘密会で13分審議決定された十分な審議が出来たのか
  - ・公有財産有効活用検討会議で決められていないか
  - ・鎌田小学校での説明会は、どうだったのか
- (2) 学校施設等を見直す長寿命化計画を見直すについて
- ① 上位計画等との関係について
- ・総合計画や公共施設総合管理計画などと整合性があるのか
- ② 学校施設再編方針の問題点

- ・学校施設等長寿命化計画と再編方針の違い
- ③ 令和2年の長寿命化計画を見直さないのか
  - ・長寿命化計画の問題点は、何か
- ④ 学校再編基本方針の説明会・意見交換会をどのように行うのか

(3) 望ましい学校環境検討委員会について

- ①学校再編基本方針そのものも検討できる委員会か
- ②再編基本方針は長寿命化計画を見直すことと矛盾しないのか
- ③望ましい学校環境検討委員会開催期間中、市民は教育委員会に質問・意見できるのか
- ④市民から意見を聞き長寿命化計画を見直すなど再編方針を白紙にし最初からできないか
- ⑤県下ですでに統廃合された地域の様子はどうか
- ⑥教育委員会も、長寿命化計画の検討行うのか
- ⑦学校環境検討委員会の委員は、どのような基準で選ぶのか
- ⑧スケジュールは、どのようか
- ⑨公平・公正にするために、きめ細やかな情報公開が必要でないか

# 代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和 5年 12月 4日

質 問 者

会 派 香芝市議会公明党

議 員 河杉 博之

香芝市議会議長

川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
<p>大項目</p> <p>中項目</p> <p>※箇条書で記入ください。</p> <p>※太枠内の事項を代表質問通告一覧表に記載します。</p>	<p>1.安心して暮らせるまちづくりについて</p> <p>1)妊娠・出産・子育て支援まで一貫した「伴走型相談支援」の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里帰り出産等香芝で安心な出産体制について</li> </ul> <p>2)公園の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園遊具の改修、新設等について</li> <li>・ボール遊びについて</li> </ul> <p>3)不登校の子どもたちの保護者への支援及び居場所づくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリースクール等の考え方について</li> </ul>	<p>市長</p> <p>副市長</p> <p>企画部</p> <p>福祉部</p> <p>健康部</p> <p>都市創造部</p> <p>教育部</p>
<p>1.安心して暮らせるまちづくりについて</p> <p>1)妊娠・出産・子育て支援まで一貫した「伴走型相談支援」の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里帰り出産等香芝で安心な出産体制について</li> </ul> <p>香芝市内における産科医院の体制について「子どもを安心して産み育てられる」という政策面からの考え方について</p> <p>安心して親元で出産できる香芝市とはどのような体制強化が必要なのかを伺う</p> <p>2)公園の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園遊具の改修、新設等について</li> </ul> <p>現在の公園における遊具のあり方について、公園の活用があまりされていない現状とともに今後の計画及び将来像について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボール遊びについて</li> </ul> <p>公園内ボール遊びについて、香芝市の見解及び今後の課題について伺う</p> <p>(周辺環境への配慮や年齢、ボールの種類等)</p> <p>3)不登校の子どもたちの保護者への支援及び居場所づくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリースクール等の考え方について</li> </ul> <p>学校以外での子どもたちの居場所づくりについての考え方について</p> <p>(空き家等を活用した居場所づくりやOB教職員の協力等)</p>		

# 代表質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により代表質問の通告を致します。

令和5年12月5日

質問者

会派 自由民主党

議員 木下 充啓

香芝市議会議長

川田 裕 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目  中項目  ※箇条書で記入ください。 ※太枠内の事項を代表質問通告一覧表に記載します。	1. 最近の物価高騰が香芝市の事業と財政に及ぼす影響と対策について (1) 令和5年度の物価高騰の事業への影響 (2) 来年度予算への影響 (3) 物価高騰に対する財政上の課題と対策  2. 香芝市バリアフリー基本構想の進捗状況とこれからの取り組みについて (1) バリアフリー基本構想の進捗状況 (2) 高齢者・障がい者の移動支援 (3) 心のバリアフリー啓発	市長 副市長 教育長 総務部 財務局 都市創造部 産業振興局 教育部 福祉部

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

## 1. 最近の物価高騰が香芝市財政に及ぼす影響と対策について

### (1) 令和5年度の物価高騰の事業への影響

最近の諸物価の高騰や人件費の上昇、加えて人手不足により、当初見積もっていた金額より支出が大幅に増加するケースが増えている。大阪・関西万博の建設費についても当初見積もりの8割超の上振れとなっているのは資材や人件費の高騰によるところが大きい。本市においても支出が想定外に増加し、予算内での事業の遂行が困難な事例がないのか確認する。

特に資材の高騰や人手不足の影響を大きく受ける工事関連などの事業に影響を及ぼしているのであれば、それは市民サービスや市の財政にどのような影響を及ぼすのかを伺う。

### (2) 来年度予算への影響

来年度以降の物価の推移をどのように想定し、来年度予算にどのような影響があると想定しているのかを問う。

### (3) 物価高騰に対する財政上の課題と対策

現在の状況と来年度の想定を踏まえ、来年度予算編成の課題をどのようにとらえているのか、その課題への対策の内容と実効性を確認する。

## 2. 香芝市バリアフリー基本構想の進捗状況について

### (1) バリアフリー基本構想の進捗状況

令和2年3月に「香芝市バリアフリー基本構想」が改定され、特定事業の中期目標については令和4年度に完了するとされている。現在の進捗状況を伺うとともに中期目標の達成度合いと長期目標の進捗状況について確認する。

### (2) 高齢者・障がい者の移動支援

段差の解消や点字ブロックの敷設整備などを進めていただいているが、特に踏切の点字ブロックの整備方針について伺う。また、バリアフリースイアの設置状況と今後の計画について伺う。

### (3) 心のバリアフリー啓発

「香芝市バリアフリー構想」では、特定事業とその他の事業とともにソフト事業として「心のバリアフリー」の推進を掲げている。市内の小中学校で継続的に開催していただいているが、今年度の実施状況と今後の実施計画について確認する。また、令和6年4月から事業者に「合理的配慮」の提供が義務化されるが、その内容と市内事業者への周知について確認する。

# 一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和5年12月4日

質問者

議員 上田 良 二

香芝市議会議長

川 田 裕 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目  中項目	1. 改正戸籍法について ①改正の背景・目的について ②改正内容のポイントについて ③市民への影響や利便性について	市長 副市長 教育長 企画部 市民環境部
※箇条書で記入ください。 ※太枠内の事項を一般質問通告一覧表に記載します。	2. 各広報誌について ①広報誌の種類と目的について ②市民への配布状況と今後について	その他 関連部局

(要 旨) ※ できるだけ具体的に記入願います。

1. 改正戸籍法が令和元年に可決成立され、先月の24日にこの法の施行日を来年3月1日とする政令を閣議決定されました。  
そこでその法律の改正の目的や内容のポイントを伺い、市民への影響や利便性を確認し、市民への導入について市がどのように考えているのかを聞く。
2. 市の発行している広報誌についてその種類や配布目的・各戸への配達状況などを再確認するとともに、現状の問題点や課題、市民の声などの対応状況や今後について、提案や要望を行ない市の考え方を聞く。

## 一 般 質 問 通 告 書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 5 年 12 月 5 日

質 問 者

議 員 青木 恒子

香芝市議会議長

川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
<p>大項目</p> <p>中項目</p> <p>※箇条書で記入ください。 ※太枠内の事項を一般質問通告一覧表に記載します。</p>	<p>①公立幼稚園・保育所の民営化について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公立保育所の役割、果たしてきた役割、保育行政の見解</li><li>・2018年6月の市民に対する意識調査をどう分析しているのか</li><li>・2019年7月策定の公立幼稚園及び公立保育所の再編などに関する基本方針と2023年3月の変更点は何か。</li><li>・幼保再編計画も香芝市公有財産有効活用検討会議の内容と同じであるが、相違点はどこか</li><li>・五位堂保育所の民営化・新設園誘致問題について</li><li>・再編の基本方針についての保護者・地域住民の説明会はどのようなのか</li></ul> <p>②学校統廃合問題について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・香芝市独自の適正基準</li><li>・基本方針はPDCAサイクルで策定されたか</li><li>・全国の事例のどこを参考にして計画したのか</li><li>・王寺町学校統廃合の教育委員会の手順は</li><li>・11月25日の鎌田小学校における教育委員会による意見交流会・説明会の見解</li><li>・なぜ混乱を起こしているかの見解</li><li>・今後の香芝市民に対する意見交流会・説明会の計画</li></ul>	<p>市長 副市長 福祉部</p> <p>教育長 教育部</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの在り方について</li> <li>・市長の所信表明・公約に統廃合は入っていたのか</li> </ul> <p>③生活保護について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護申請時の議員同行について、他市の実態はどうなっているのか</li> <li>・生活保護申請に第三者の同行についての、市長見解と担当所管見解の相違について</li> <li>・生活保護のしおりの充実について</li> </ul> <p>④自衛隊員募集目的で香芝市からの18歳・22歳の住民の名簿提供していることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧にしている自治体は</li> <li>・個人情報観点から</li> <li>・情報提供の除外申請について</li> </ul>	<p>市長</p> <p>市長 福祉部 総務部</p> <p>危機管理 監</p>
--	--	---

(要旨) ※ できるだけ具体的に記入願います。

① 公立保育所の民営化の問題について

法的根拠のない香芝市公有財産有効活用検討会議において、公立幼稚園及び公立保育所の民営化の基本方針が決められている。香芝市で練り上げてきた上位計画（香芝市総合計画・長寿命化計画）の急な変更による基本方針になっている。保護者や市民の声は生かされているのかどうか。

- ・公立保育所・民間保育所の充足率は
- ・公立保育所の役割、今まで果たしてきた役割、保育行政の見解
- ・民間活力をどうとらえているのか
- ・2018年6月の市民に対する意識調査をどう分析しているのか
- ・2019年7月策定の公立幼稚園及び公立保育所の再編などに関する基本方針と2023年3月の変更点は何か
- ・3年間の具体的な検討は何か
- ・幼保再編計画も香芝市公有財産有効活用検討会議の内容と同じであるが、違うところはあのかどうか

② 学校統廃合問題について

法的根拠のない香芝市公有財産有効活用検討会議の非公開で決めた内容と全く同じ香芝市学校再編基本方針になっている。本来、香芝市は、市民の声を聞いて、プランを立てて実行し、チェックし、改善していくPDCAサイクルを大切にできて



- いる。行政が市民の声を聞かないでプランを立てたところから間違いが生じている
- ・香芝市独自で決めなければならない学校適正基準はどのように決められたのか
  - ・基本方針決定までのP D C Aサイクルに沿ったものか
  - ・香芝市の基本方針の決められ方は市民不在だが、全国のどの事例を参考にしたのか
  - ・王寺町学校統廃合の教育委員会の手順は
  - ・教育委員会（4名）参加の11月25日の鎌田小学校の意見交流会での見解はどうか
  - ・教育委員会会議でも厳しい意見があったとの報告があったがその原因の見解
  - ・今後の地域での意見交流会・説明会の計画予定は
  - ・2023. 4. 3のホームページ記載内容を教育委員会は守っているのかどうか
  - ・市長就任の所信表明・公約の中に学校統廃合が入っていたのかどうか

### ③ 生活保護について

- 全国的や奈良県において、生活保護申請時に、第三者や議員の同行は行われている。なぜ香芝市だけがだめなのか。そのため県下でも香芝市は、生活保護受給者が大幅に少ない。生活保護申請を安心して申請できる行政にしていくべきではないか
- ・他市の実態はどうなっているのか
  - ・生活保護申請に第三者の同行についての、市長見解と担当所管見解の相違について
  - ・個人情報観点から、希望者には別室利用を保障していく。
  - ・生活保護のしおりの充実度合は、香芝市は12位。保護率も最下位となっていることと関連しているのではないか

### ④ 自衛隊員募集目的で香芝市からの18歳・22歳の住民の名簿提供していることについて

- 「安保三文書」のもとでさらに自衛隊員希望者が減っている。防衛省要望で自衛隊募集のための、自治体からの名簿提供（個人情報）が要請されている。個人情報保護観点から中止すべきではないか。
- ・閲覧にしている自治体はどこか 自治体で判断できることになっている。
  - ・香芝市民の18歳・22歳の個人情報（氏名・住所・生年月日・性別）住民基本台帳の写しを国に提出していることは、個人情報保護観点から中止すべきではないか
  - ・除外申請の周知をあらゆる手立てを使って丁寧にすべきではないか。

# 一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 5年 12月 4日

質 問 者

議 員 中谷 一輝

香芝市議会議長

川 田 裕 様

項 目	件 名	答 弁 者 (部 局 名)
大項目  中項目  ※箇条書で記入ください。 ※太枠内の事項を一般質問通告一覧表に記載します。	(1)空き家対策について ①空き家の状況と今後の予測について ②空き家バンクについて ③今後の空き家対策について (2)個人情報保護に対する意識改革について ①個人情報漏洩等について ②現在の再発防止対策等について ③今後の対策等について	市長 副市長 教育長 関係部局
<p>(1) 空き家対策について</p> <p>近年、人が居住していない「空き家」が増加傾向にあり、社会問題の1つとなっています。空き家をそのままにしていると様々なリスクがあります。例えば、住宅の老朽化が進み、崩れ落ちた部分が近隣建物や住民、通行人に当たってしまう恐れがあります。そのまま放置し続けると「特定空き家」と認定されますので、そうなる前に対策が必要です。</p> <p>1 現在の香芝市における空き家の状況と、今後どのように推移していくと予測しているのかを質問します。</p> <p>2 まだまだ使える空き家は市の施策の中でも利活用を推進していくことが重要であると考えます。その方法の一つとして、住宅市場に空き家を流通させる「空き家バンク」があります。香芝市における「空き家バンク」の活用状況・コスト等を質問します。</p> <p>3 今後の対策として、「空き家バンク」などを活用し住宅としての再利用もありますが、香芝市では「竹の杜」というコミュニティ施設に生まれ変わった良い事例もあります。このようなコミュニティ施設などへの利活用についてどのように展開していくのか、フリースクールなどに活用することは可能かを質問します。また、法定協議会である「香芝市空家等対策推進協議会」では空き家に関する課題や取り組みに対してどのような協議が行われているのかを質問します。</p>		

(2) 個人情報保護に対する意識改革について

個人情報は言うまでもなく厳重に管理しなければなりません。しかしここ数年、頻繁に個人情報を漏洩する事件が発生しています。その度に、個人情報の取り扱いについて再度周知徹底し再発防止に取り組むと言っているが最近の発生件数は異常であると感じます。各漏洩事件の原因を見ても、確認不足等の少し注意すれば防げるものが多いため、職員一人一人の意識の問題と感じます。

- 1 過去の個人情報漏洩の件数と主な原因をお聞きします。確認不足での漏洩は、単に意識の問題なのか、あるいは仕事量の問題のかなど市としてはどうとらえているのかを質問します。
- 2 個人情報の取り扱いについて再度周知徹底し再発防止に取り組むと言っているが、最近の発生件数を見ていると効果が出ているとは思えないため、どのように再発防止に取り組んでいるのかを質問します。
- 3 個人情報漏洩は決してあってはならないことです。しかし現在の状況では再発防止の取り組み等、効果が全く出ていないどころか悪くなっているようにも感じます。今後の再発防止に対する対策を質問します。

# 一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和5年12月4日

質問者

議員 小西高吉

香芝市議会議長

川田裕様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入ください。 ※太枠内の事項を一般質問通告一覧表に記載します。	1. 安心・安全に産み育てられるまちづくりについて (1) 学童保育の現状・改善・課題 (2) 中学校部活動の地域移行に向けた計画・方針	市長 副市長 教育長 教育部 福祉部 企画部 関係部局
<p>(要旨) ※ できるだけ具体的に記入願います。</p> <p>1. 安心・安全に産み育てられるまちづくりについて</p> <p>(1) 学童保育の現状・改善・課題</p> <p>① 香芝市全体（公立＋民間）の令和2年度から令和6年度の学童保育所の児童数の推移は。</p> <p>② 各年度の全体の小学校児童数の何%が学童保育所に通っているのか。</p> <p>③ 昨年的一般質問の際、増加していくと答弁しているが根拠は。</p> <p>④ 5年後（2028年）・10年後（2033年）の小学校児童数の分析は。</p> <p>⑤ 5年後（2028年）・10年後（2033年）の学童保育所の児童数の分析は。</p> <p>⑥ 5年後（2028年）・10年後（2033年）の小学校児童数・学童保育所の児童数の分析の根拠は。</p> <p>⑦ 専用区画（児童1人あたりおおむね1,65㎡以上）の改善は。</p> <p>⑧ 支援単位（1支援単位はおおむね40人以下）の改善は。</p> <p>⑨ 専用区画・支援単位等、学童保育事業の市長の考えは。</p> <p>(2) 中学校部活動の地域移行に向けた計画・方針</p> <p>① 国（文科省）の中学校部活動の地域移行に対する考えは。</p> <p>② 香芝市として形は変わるとしても、中学校部活動を継続するための努力は。</p> <p>③ 地域移行に向けたロードマップや計画は。</p> <p>④ 部活動以外の市の事業でも、将来を見据えて計画しているのか。</p> <p>⑤ 受け皿団体の進捗状況は。</p>		

- ⑥ 今後、受け皿団体の育成・支援は。
- ⑦ 学校の先生の兼業兼務に対し、モデルケースを行う考えは。
- ⑧ ワンストップ支援体制・コーディネータ設置に対して進捗状況は。
- ⑨ 行政・中学校・地域・各種団体が一緒に進めるべきでは。
- ⑩ 受益者負担・保護者負担の市の考えは。
- ⑪ 市の費用負担の考えは。
- ⑫ 現在、保育料の無償化の年間予算は。
- ⑬ 小学生や中学生の無償化は。
- ⑭ 教育バウチャー制度導入の考えは。
- ⑮ 財源確保のための施策の状況は。

# 一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 5年12月 4日

質問者  
議員 中村良路

香芝市議会議員  
川田裕 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入 下さい。 ※太枠内の事項 を一般質問通告 一覧表に記載し ます。	1、渋滞混雑する五位堂駅北側ロータリー解消策について ①混雑渋滞の状況と原因について ②過去の整備状況について ③整備以外の混雑解消について ④今後の混雑解消の為の打開策について 2、地籍調査について ①地籍調査の状況と進捗率 ②今の地籍調査業務の状況 ③今後の地籍調査の進めかたについて	市長 副市長 都市創造部

(要旨) ※ できるだけ具体的に記入願います。

- 1-①ピーク時での混雑状況や原因については把握しているのか  
②今まで混雑解消する為の整備事業費についてはどのような事をされてきたのか  
③整備事業以外での取り組みとして啓発活動等は行ったりしたのか  
④今後の混雑解消する為の整備事業や取り組みは行うのか
- 2-①これまでの地籍調査がどの様にどの地区まで実施されて、その実施された本市の進捗率はどのようになっているのか  
②本市の現在の地籍調査業務の状況はどのようになっているのか  
③今後は地籍調査を何処の地区をどのように進めていくのか具体的に聞きたい

# 一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和5年12月 5日

質 問 者  
清 川 希代子

香芝市議会議長  
川 田 裕 様

項 目	件 名	答弁者 (部局名)
大項目 中項目 ※箇条書で記入ください。 ※太枠内の事項を一般質問通告一覧表に記載します。	1. 投票率向上のための取組みについて ①投票率の推移の傾向と市の見解について ②投票率向上へのさらなる施策について ③明るい選挙推進協議会について  2. 教育現場における主権者教育の取組みについて ①主権者として求められる力を育む教育について。 ②中学生議会の再開について ③子どもから若者の政治参画について	市長 副市長 教育長 教育部 総務部
<p>(要 旨) ※できるだけ具体的に記入願います。</p> <p>1. ①選挙は憲法で保障された市民の権利であり、社会をより良くするための手段です。しかし、先人たちが幾重もの困難を乗り越え、勝ち取った権利を行使する市民が減少しています。 身近な香芝市長選挙の前回投票率は43.09%、香芝市議会議員選挙では43.1%と投票率が低迷しているのが現状です。 香芝市におけるこれまでの投票率の推移と課題について伺います。</p> <p>②低い投票率を改善するため、各自治体では投票締め切りの時間延長や期日前投票など、地域事情に則した様々な工夫が行われています。 そこで、これまで香芝市においてどのような取組を検討されたのか、また、来る令和6年5月19日投票日の香芝市長選挙に向けて、投票済証の活用や特典拡充、子育て世帯をターゲットにした、例えば、「家族で投票所に行こう！キャンペーン」など、さらなる施策の創設について伺います。</p> <p>③若い世代の投票率向上のためには主権者教育が必要不可欠と考えますが、どのような取組みをされているのか、また、明るい選挙推進協議会の活動内容や啓発事業についても伺います。</p>		

2. ①これからの社会を担う子供たちが主体的に国家及び社会の形成に参画するために必要な資質・能力を身に付けていくことがこれまで以上に重要と考えます。

そこで、単に政治の仕組みについて必要な知識を学ぶだけではなく、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力が身につく教育をどのように行っているのか伺います。

②こども基本法が今年4月1日に施行され、こどもや若者に関する政策を決める際には、こどもや若者の意見を聴くことが、国とすべての自治体に義務付けられました。

そこで、2019年まで香芝市でも開催していた中学生議会をまずは復活させてはいかがでしょうか。

開催にあたっては課題もありますが、選挙に行きたくても行けない、選挙権がない子どもたちの意見や想いを聴く機会を多く持つことは大切だと考えます。

③2016年に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた公職選挙法改正により、子ども議会を実施する自治体が増えましたが、全国での子ども議会の活動内容を見ますと、実際に地域に入る活動に取り組む自治体は少なく、ほとんどの事業では、提案・提言のみで活動が完結することが多いのが現状です。

そこで、子どもたちが参加する段階を、これまでの、子どもからの意見をもとに大人が導く運営から、若者が主導し、方向性を定めることのできる団体、若者議会を創設してはどうでしょうか。

若者によって構成し、若者の意見を地域の政治行政に伝えることによって地域社会への影響力を高め、その影響力を若者自身に実感してもらい、社会参加の成功体験を積むことができると考えます。

大項目1、大項目2を通して、市長の見解も伺います。



# 一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 5年12月4日

質問者

議員 中山 武彦

香芝市議会議員

川田 裕 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
<p>大項目</p> <p>中項目</p> <p>※箇条書で記入ください。</p> <p>※太枠内の事項を一般質問通告一覧表に記載します。</p>	<p>1 環境政策について</p> <p>(1) 食品ロス削減の推進について</p> <p>(2) 自治体GXの推進について</p> <p>2 健康問題について</p> <p>(1) 学校における心の健康、授業について</p> <p>(2) がん対策について</p> <p>3 文化・スポーツの振興と学校部活動について</p> <p>(1) 文化、スポーツの振興について</p> <p>(2) 学校部活動の地域連携、地域移行について</p>	<p>市長</p> <p>副市長</p> <p>教育長</p> <p>環境部</p> <p>教育部</p> <p>健康部</p>

(要旨) ※できるだけ具体的に記入願います。

- 1 (1) SDGsを踏まえた持続可能な社会の構築に向けて、香芝では、総合計画に基づき諸施策を推進している。循環経済への移行が求められる中、地方自治体の食品ロス削減策が注目されている。家庭や事業所に関わり身近な課題であるが意識や行動を見直さなければ効果が表れない難しい問題と考える。香芝市は食品ロス削減にどのような取り組みを。現状と今後の取り組みを問う。
- (2) 今年の夏の暑さは厳しく大雨等の異常気象、自然災害が頻発している。その原因とされるが温室効果ガスの排出による気候変動と考えられる。このため国際社会でも喫緊の課題となっており、日本では2050年のカーボンニュートラル実現に向けて取り組んでいる。香芝市でも省エネ、再生エネルギーの活用など地球温暖化対策と一層進める必要があるが、市はどのような取り組みを問う。

2 (1) 近年、30年前以前より小学生の暴行、小中学生の不登校が増加傾向にあると聞いている。国は、暴行や自殺など課題未然防止教育を強く推奨しているが、その内容は「心の健康」が柱となる「保健」授業であり、時間数は少ない。その効果が十分出ているのではないかと危惧する。省庁では「心の健康授業」をどのように進めているかを問う。

(2) 今春、政府は今年度の6年間のがん対策の指針となる「第4期がん対策推進基本計画」を閣議決定し、「予防」「医療」「共生」の3分野で取り組みが進められている。

がんは、日本で40年以上にわたり死因のトップとなっており、省庁でもその対策を一段と強化する必要があると考える。

そこで省庁の取り組み状況や今後の展開について問う。

3 (1) 省庁で少子化が進む中、児童、生徒が将来にわたってスポーツや文化芸術活動に親しめるよう学校、地域において環境整備を進める必要があると考える。地域のスポーツ、文化資源を最大限活用しながら、子どもにニーズに応じた場の提供を求めらるが、省庁では、文化・スポーツの振興についてどのように取り組んでいくのかを問う。

(2) 少子化や教師の働き方改革などを背景に、学校部活動の将来にわたる持続可能性が厳しさを増していると聞いたり、競技経験のない教員が指導せざるを得なかったり、休日の活動で教師の負担となっていると、様々な課題が指摘されている。部活動の地域連携や地域移行の取り組みが今年度の国において、強かに進められるが、省庁ではどのように取り組むのか。現在の取り組みと今後の展開を問う。

# 一般質問通告書

次の件について、会議規則第63条の規定により一般質問の通告を致します。

令和 5年 12月 5日

質問者

議員 眞鍋 亜樹

香芝市議会議長

川田 裕 様

項目	件名	答弁者 (部局名)
大項目  中項目	<b>1. 安心して子どもを産み育てられるために</b> (1) 産後ケア事業の実施状況について (2) 産後ケア事業の課題と今後の方向性について (3) 子育て支援をとりまく環境整備について	市長 副市長 福祉部 健康部
※箇条書で記入ください。 ※太枠内の事項を一般質問通告一覧表に記載します。	<b>2. 新型コロナウイルス感染症に係る対応について</b> (1) 現在の接種状況と市の対応について (2) 子どもへの実施状況と影響について (3) 高齢者への実施状況と影響について (4) 今後の市の方針(副反応疑い報告・健康被害救済制度等)	

## 1. 安心して子どもを産み育てられるために

本市では、第5次香芝市総合計画を策定し、基本的政策方針の第1政策として、「未来を創造する子どもたちのために。」施策(01)「妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援」が掲げられ、妊娠出産を取り巻く支援が、本市にとっても重要であることを示している。本市においては、令和4年4月から産後ケア事業を開始し、1年半をかけて順調に認知や利用が増えてきたところ、令和5年9月には今年度の当初予算の見込み値を大幅に超えることとなり、増額の補正予算が組まれた。同時期に、利用の受入れ体制についても見直され、この数ヶ月で希望者(相談者)の利用率(利用者/相談者)は大幅に減少している。私のところには、市民からの「産後ケアの申請ができない。」との相談が多数届き、子育て支援に携わる市内外の支援者からも「香芝市(の産後ケアの受入れ体制)はどうなっているのか。」との心配の声も多く寄せられる事態になっている。本質問では、産後ケア事業にかかる支援の在り方を改めて整理し、正しい理解や利用の仕方を周知するとともに、本市全体で子育て支援をとりまく環境がどこまで整備されているのか、課題や方向性について伺う。

## 2. 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和5年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、2類相当から季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられた。それ以降7カ月が経過し、徐々に以前の生活が戻ってきているが、当然のことながら新型コロナウイルス感染症にかかる事柄の全てが終息したわけではない。3年以上の流行期間を経て、生じている課題や今後の方向性について伺う。